

令和3年度 生涯学習センター 指定事業計画

NO	事業(教室)名									
			対象者	実施時期	曜日	回数	実施時間	定員	受講料	材料代
1	高齢者事業	シニアアカデミー	高齢者	6月～2月	火	22	13:00～15:00	100	5,000	一部あり
2	成人事業	えーるピアカレッジ【前期】	市民	6月～9月	火又は土	14	10:00～12:00	150		0
		えーるピアカレッジ【後期】	市民	10月～2月	火又は土	16	10:00～12:00	150		0
3		基本料理講座【男性コース前期】	市民	9月	日	1	10:00～12:00	24		800
		基本料理講座【男性コース後期】	市民	2月～3月	日	1	10:00～12:00	24		800
		基本料理講座【夜間コース初級】	市民	6月～7月	火	1	19:00～21:00	24		800
		基本料理講座【夜間コース中級】	市民	11月～12月	火	1	19:00～21:00	24		800
4	家庭教育事業	子育てカレッジ	子育て中の親子	6月～12月	平日土	4	10:00～12:00	10～15組		500円～1000円
5		親子ふれあいものづくり教室【午前】	子どもと保護者	7月	日	1	10:00～12:30	16組		1,000円程度
		親子ふれあいものづくり教室【午後】	子どもと保護者	7月	日	1	13:30～16:00	16組		1,000円程度
6		親子ふれあいクッキング	子どもと保護者	12月	日	1	10:00～13:00	12組		2,000
		おやこ科学教室(久留米高专)	子どもと保護者	7月～8月	平日	1	10:00～12:00	24		500
		おやこ科学教室(久留米工業大学)	子どもと保護者	7月～8月	平日	1	10:00～12:00	24		500
	7	よか余暇たのしか塾	小学3～中学2生	6月	土	3	10:00～12:00	24		1,500
8	小学生プログラミング(午前)	小学4～6年生	6月～12月	土	6	10:00～12:00	10		1,000	
	小学生プログラミング(午後)	小学4～6年生	6月～12月	土	6	13:00～15:00	10		1,000	
9	青少年体験事業	チャレンジ！子どもクッキング	小学3～6年生	5月	土又は日	1	10:00～13:00	20		700
10		くろめキャンパス事業	小学3～6年生	7月～8月	—	1	10:00～16:00	20		
11		えーるピア子どもの居場所づくり事業	小学生	7月～8月	平日	6	10:00～12:00	15		
12		えーるピア探検隊	小学生	8月	平日	1	10:00～16:00	20		500
13	市民学習発展推進事業	サークル企画講座	市民	年間	—	36事業	—	—		
14		ボランティア協働事業	市民	年間	—	4事業	—	—		
15	ボランティア育成事業	生涯学習ボランティア養成講座	市民	2月	—	5	10:00～12:00	24		
		生涯学習ボランティア育成講座	市民	11月～12月	—	4	10:00～12:00	24		
16	市民学習成果発表事業	えーるピア文化祭	えーるピア利用サークル	10月	土・日	1	9:00～17:00	—		
17		市民合同芸能祭	センター利用サークル	11月	日	1	9:00～16:00	—		
18	利用者の会への支援	利用者の会発表会(展示部門)	利用者の会サークル	7月	—	6	終日	—		
		利用者の会発表会(ステージ部門)	利用者の会サークル	7月	—	1	13:00～16:00	—		
		利用者の会クリスマスコンサート(ステージ部門)	利用者の会サークル	12月	—	1	13:00～16:00	—		
		利用者の会発表会(展示部門)	利用者の会サークル	3月	—	6	終日	—		
		利用者の会発表会(ステージ部門)	利用者の会サークル	3月	—	1	13:00～16:00	—		
19	LLサークルバンク事業	LLサークルバンク事業	市民	年間	—	—	—	—		
20	生涯学習情報の収集・提供	生涯学習振興事業(えーるネット久留米)	市民	随時	—	—	—	—		
21		生涯学習センター広報事業	市民	奇数月	—	6	—	—		
22	生涯学習相談	生涯学習相談	市民	随時	—	—	—	—		

令和3年度 生涯学習センター 自主事業計画

NO	事業(教室)名									
			対象者	実施時期	曜日	回数	実施時間	定員	受講料	材料代
1	自主企画による 生涯学習講座	ミニチュアフード	一般	9月～10月		4	10:00～ 12:00	24	2,300	2,000
2		サンドアート入門	一般	6月～7月		4	19:00～ 21:00	24	2,500	1,500
3		朝のゆるヨガ	一般	5月～10月	月	12	10:00～ 12:00	30	6,500	0
4		夜の美ヨガ	一般	5月～10月	木	12	19:00～ 21:00	18	6,500	0
5		自宅でできる筋トレ	一般	1月～2月		5	10:00～ 12:00	15	3,500	0
6		寄せ植え講座	一般	1月～2月		4	10:00～ 12:00	24	2,300	3,200
7	施設連携事業	見る！知る！くるめミュージアムセミナー	一般	1～2月	—	1	2時間	72		
8	地域企業 連携事業	CSR支援事業	一般	年間	—	—	2事業程度	—		
9		えーるピアアーカイブス		随時						

生涯学習センター運営委員名簿

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの利用者	カワシマ ヨシコ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会	令和元年 7月 1日から 令和3年 6月30日まで (※の委員は 令和2年7月1日から 令和3年6月30日まで)
	キノシタ ヒトシ 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会	
(2)社会教育の 関係者	トリゴシ タケヒロ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	リュウノウ キョウコ 龍頭 京子	久留米市子ども会連合会	
	イケダ ヒロコ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	
	※ミヤザキ ケイコ 宮崎 恵子	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	※ヤマグチ マリ 山口 麻里	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	キロイシ ヒサト 諸石 壽人	久留米連合文化会	
	ベップ マサヒロ 別府 正宏	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	
	フジキ ワカヨ 藤木 和歌子	久留米男女共同参画推進ネットワーク	
	※イシバシ アツシ 石橋 篤	福岡県教育庁北筑後教育事務所	
(3)学校教育の 関係者	※サカイ マユミ 堺 麻由美	久留米市小学校長会	
	サカイ ヌタカ 坂井 豊	久留米市中学校長会	
(4)学識経験者	サトウ ショウジ 佐藤 晶二	久留米市議会議員	
	キクタケ ショウゴウ 菊竹 章剛	特定非営利活動法人 久留米音楽協会	
(5)その他教育 委員会が必要と 認める者	※サトウ あい子 佐藤 あい子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

改正 平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項

平成27年3月10日教育委員会規則第2号

平成31年1月28日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例(平成12年久留米市条例第35号)第26条第2項及び久留米市生涯学習センター条例(平成26年久留米市条例第47号)第24条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27教規則2・平31教規則3・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター(久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(平27教規則2・一部改正)

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潞生涯学習センター運営委員会	15人以内

(平27教規則2・全改、平31教規則3・一部改正)

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成13年5月12日から施行する。

附 則（平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日教育委員会規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(久留米市城島総合文化センター運営委員会規則の廃止)
- 2 久留米市城島総合文化センター運営委員会規則(平成17年久留米市教育委員会規則第33号)は、廃止する。

附 則 (平成31年1月28日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(勤労青少年ホーム運営委員会規則の廃止)
- 2 勤労青少年ホーム運営委員会規則(昭和63年久留米市教育委員会規則第7号)は、廃止する。